

◇鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 会計事務の効率化を図るため、収納した現金の払込先を追加するとともに、払込の期限を延長する等所要の改正を行う。
- (2) 平成25年4月の組織改正に伴い所要の改正を行う。
- (3) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことに鑑み、期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合等を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県会計規則の一部改正

- ア 現金で収納した歳入金の払込先に指定代理金融機関及び収納代理金融機関を加える。
 - イ 現金で収納した歳入金の払込期限を収納の日の翌々日（現行 収納の日の翌日）までとする。
 - ウ 契約保証金の納付について、次のとおり改める。
 - (ア) 免除できる契約金額の上限を250万円（現行 100万円）に引き上げる。
 - (イ) 同種で同規模の契約を国又は地方公共団体以外の法人と締結し誠実に履行した実績がある場合を免除できる場合に加える。
 - (ウ) 土地若しくはその定着物の取得又は補償の契約を納付を要しない場合に加える。
 - (エ) 納付を要しない物品の取得等の契約の契約金額の上限を50万円（現行 20万円）に引き上げる。
 - エ 期限内に契約の履行を完了しないときに徴収する遅延利息又は違約金の割合を年率3.0パーセント（現行 3.1パーセント）に引き下げる。
 - オ 現金（証券）領収証書に記載する納入者の住所は、納入者から希望があった場合に限り記載する。
 - カ 分任出納員が作成し保管する帳簿を現金（証券）引継簿兼出納簿（現行 現金出納簿）に改めるとともに、会計管理者及び出納員が作成し保管する帳簿を見直す。
 - キ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県宿舍管理規則及び鳥取県建設工事執行規則について、(1)のエと同様の改正を行う。
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。